

長束地区防犯組合同規約(案)

(名称)

(以下「本組合」といふ)

第1条 ~~本~~組合は、長束地区防犯組合という。

(目的)

第2条 本組合は、生活に危険を及ぼす犯罪について地域住民の防犯意識の高揚と防犯活動の普及・促進を図り、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本組合の会員は、長束地区の居住者をもって組織する。

(事務所)

第4条 本組合の事務所は、組合長宅に置く。

(事業)

第5条 本組合は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 防犯意識の高揚と宣伝
2. 盗犯の防止
3. 暴力及び押し売り等生活侵害事犯の追放
4. 青少年の育成と非行防止
5. 交通事故防止
6. 関係機関及び団体との連絡調整・協調
7. その他目的達成のための必要な事項

(役員)

第6条 本組合に次の役員を置く。

組合長	1名
副組合長	6名
会計	1名
理事	若干名
事務局長	1名
庶務	2名
監査	2名
防犯委員	若干名

(役員を選任)

第7条 本組合の役員を選出は、次により行ない総会で選任する。

1. 防犯委員の選出は次による。
 - (1)各町内会・自治会から若干名を選出する。
 - (2)上記(1)以外の団体の中から、若干名を選出する。
2. 理事の選出
 - (1)それぞれの町内会・自治会の防犯委員の互選により、各1名を選出する。
 - (2)上記(1)以外の団体の中から選出された若干名の防犯委員を充てる。

3. 組合長は、防犯委員の互選による。
4. 副組合長は、町内会・自治会ごとに選出された防犯委員のうちから各1名を互選する。
5. 組合長を代行する担当副組合長は、副組合長の互選とする。
6. 事務局長及び庶務は、防犯委員のうちから組合長が委嘱する。
7. 監査、会計は防犯委員の推薦による。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次の通りとする。

1. 組合長は組合を統轄し、組合を代表する。
2. 副組合長の任務を次のように定める。
 - (1) 組合長の代行担当となる副組合長は、組合長が事故のあるときは組合長を補佐し、これを代行する。
 - (2) 副組合長は、選出された各町内会・自治会の防犯事業を総括し、他地域と連携協調・調整の任務にあたる。
3. 理事は理事会を組織し、組合の運営に関する事項を審議する。
4. 事務局長は、会計・庶務を総括し、組合長の指示により事務を処理する。
5. 会計は会計事務を処理する。
6. 庶務は、本組合の記録の整理・文書事務・広報等の作成にあたる。
7. 監査は、会計の監査にあたる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、中途欠員の場合は前任者の残任期間とする。
但し、再任はさまたげない。

(地域安全推進員の目的及び任務)

第10条 安佐南防犯組合連合会規約に定めた「地域安全推進員運営要綱」による。

(地域安全推進員の推薦)

第11条 組合長は、各町内会・自治会単位に若干の地域安全推進員を安佐南防犯組合連合会長及び安佐南警察署長に推薦する。

(地域安全推進員の地位)

第12条 地域安全推進員及び班長・副班長は、当防犯組合の構成員として位置づけ、役員となることができる。

(役員の解任)

第13条1 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 職務を遂行するために支障があるか、又はこれに堪えられなくなったとき。
- (2) 活動の範囲を逸脱し、役員にふさわしくない行為があった場合。

2 前項の解任は、理事会において決するものとする。

長束地区防犯組合理約

(会議)

第14条 本組合の会議は、総会及び理事会とし、組合長が招集し議長となる。

1. 総会は組合長が招集し、2分の1以上の出席により成立し、可否同数のときは議長がこれを決する。
2. 理事会は、組合の運営に関する事項及び組合長が必要と認めた事項を決議する。

(理事会の構成)

第15条 理事会は、第7条の2の規定するものと、事務局長及び会計をもって構成する。

(経費)

第16条 本組合の経費は、組合費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2. 組合費は、別に定める。

(会計年度)

第17条 本組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

この規約は平成7年4月1日から施行する。

(会則の改定の経過)

この規約は、平成16年4月1日 一部改定施行する。

この規約改正の理由は、地域安全推進員制度ができたため、理事の任用は防犯委員及び地域安全推進員の中から選出することにした。

この規約は、平成18年5月11日改定